

社会福祉法人太田福祉記念会 太田指定居宅介護支援事業所
 契約書別紙（兼 重要事項説明書）
 〈 令和6年4月1日現在 〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024-984-3846（午前8時30分～午後5時00分）

※ただし、夜間・土曜・日曜・国民の祝日、休日・12月31日～1月3日は
 090-2794-3453へご連絡下さい。

担当者 介護支援専門員 _____

※ご不明な点は、どんな事でもおたずねください。

2. 太田指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 提供するサービスの種類等

施 設 の 名 称	社会福祉法人太田福祉記念会 太田指定居宅介護支援事業所
所 在 地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 11 番地 1
介 護 保 険 事 業 所 番 号	0770300200（指定居宅介護支援事業所）
サービスを提供する地域	郡山市、本宮市、猪苗代町

(2) 当施設の職員体制

（ ）内は男性再掲

	資 格	常 勤	非常勤	計	職務内容
所長 (太田玉川デイ サービスセンター 及び太田訪問介護 事業所の所長を 兼務)	介護福祉士 社会福祉主事	1名		1名	事業所全体の業務の指揮監督を行います。
管理者	介護支援専門員 介護福祉士 (介護支援専門員を 兼務)	1名(1)		1名(1)	職員の管理、業務状況の把握及び その他の管理を行います。
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	1名		4名(1)	居宅介護支援業務を行います。
	介護支援専門員 介護福祉士 (1名は管理者を 兼務)	3名(1)			

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制 (平日)
介護支援専門員	午前8時30分～午後5時00分 4名

(3)営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（第2・4土曜日、国民の祝日・休日、 12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分 （土曜日は午前8時30分～午後1時00分）

3. 居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握及び評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅介護サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。
- ② 居宅介護サービス計画の原案について、利用者及び家族等に説明し、同意を得た上で決定します。
- ③ 居宅介護サービス計画は1ヶ月に1回、又は利用者及び家族等の要請を受け、変更の必要がある場合には、利用者及び家族等と協議し計画を変更します。
- ④ 居宅介護サービス計画が変更された場合には、利用者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5. 料 金

(1) 基本料金

① 利用料（1ヶ月あたり）

	取扱件数（介護支援専門員1人当たりの利用者数）		
	45件未満	45件以上 60件未満	60件以上
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

② 加 算（1ヶ月あたり）

算定要件を満たしている場合には、次の料金が加算されます。

加算の種類	料 金	算 定 要 件
初回加算	3,000円	新規又は要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、居宅サービス計画を作成している。

加算の種類		料 金	算 定 要 件
特定事業所加算	(Ⅰ)	5, 1 9 0 円	主任介護支援専門員を2名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、重度の利用者を中心に質の高いケアマネジメントを実施している。
	(Ⅱ)	4, 2 1 0 円	主任介護支援専門員を1名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施している。
	(Ⅲ)	3, 2 3 0 円	主任介護支援専門員を1名以上及び介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施している。
特定事業所医療介護連携加算		1, 2 5 0 円	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定し、退院・退所加算に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルマネジメント加算を年間5回以上算定している。
入院時情報連携加算		2, 5 0 0 円	利用者が入院又は入所した日(入院日以前も含む)に、病院等の職員に対して必要な情報を提供している。(1月に1回を限度)
		2, 0 0 0 円	利用者が入院又は入所後翌又は翌々日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供している。入院日から3日目が営業日でない場合はその翌日含む(1月に1回を限度)
退院・退所加算	面談による情報提供	4, 5 0 0 円	利用者の退院又は退所に当たって、病院等の職員から必要な情報を1回得ている。 (入院又は入所期間中1回を限度)
	カンファレンスによる情報提供	6, 0 0 0 円	
	面談による情報提供	6, 0 0 0 円	利用者の退院又は退所に当たって、病院等の職員から必要な情報を2回以上得ている。 (入院又は入所期間中1回を限度)
	面談(1回)及びカンファレンス(1回以上)による情報提供	7, 5 0 0 円	
	面談(2回以上)及びカンファレンス(1回以上)による情報提供	9, 0 0 0 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2, 0 0 0 円	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要な居宅サービス等の利用調整を行っている。 (1月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算		4, 0 0 0 円	終末期の利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、把握した情報を居宅サービス事業者等に提供

加算の種類	料 金	算 定 要 件
		している。
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を提供している。(1月に1回を限度)

③ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、事業者はサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと自己負担額が払い戻しされます(償還払い)。

④ 要介護認定を受けた利用者は、自己負担額はありません。

(2) 交通費

無 料

(3) 解約料

利用者の都合によりいつでも解約することができます。料金はかかりません。

(4) お支払い方法

料金が発生する場合、当月分の料金を翌月15日までに請求をいたしますので、請求日より30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、現金又は銀行口座振込の2通りの中からご契約の際にお選びいただきます。

1. 窓口での現金支払い

2. 下記指定口座への振込(振込手数料については振込者の負担となります。)

金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金 1068656

名 義 社会福祉法人太田福祉記念会

太田指定居宅介護支援事業所 所長 原 春美

6. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

まずは、お電話等でお申し込みください。ご契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出ください。いつでも解約できます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介します。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定された場合

- ・利用者が死亡した場合

④ その他

利用者又は家族等が、事業者又は介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させていただく場合があります。

7. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある利用者に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 提供する居宅介護支援サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の内容に沿ったものとします。
- ② 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援します。
- ③ 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ④ 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援します。又、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由についても説明を求めることができます。
- ⑤ 関係市町村、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健・医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。

8. 秘密保持

管理者並びに職員（職員であった者も含む。）は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、いかなる場合においてもこれを他に漏らしません。

9. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルに沿って必要な措置を講ずるほか、家族や市町村等に速やかに連絡いたします。

10. 損害賠償

指定居宅介護支援サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所苦情受付窓口

苦情受付担当者 主任介護支援専門員 紺野尚子

苦情解決責任者 所長 原 春美

電話024-984-3846

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

(2) 苦情解決第三者委員

直接事業所に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へお申し出下さい。

苦情解決第三者委員 伊藤 清郷 電話024-922-2215

宇野 礼子 電話024-945-7932

(受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時00分)

(3) その他

上記以外に、市町村等の苦情・相談窓口等でも受け付けております。

(福祉サービスの苦情・相談について)

福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会事務局 電話024-523-2943

(介護保険サービスの苦情について)

福島県国民健康保険団体連合会 電話024-528-0040

(介護保険全般に関するお問い合わせ)

郡山市保健福祉部介護保険課 電話024-924-3021

(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

1.2. その他運営に関する重要事項

- (1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。
- (2) この他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会・評議員会で定めます。

1.3. 当法人の概要

〈法人名称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会
〈代表者名〉 理事長 太田 三知子
〈法人所在地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地1
〈電話番号〉 024-994-0888
〈インターネット〉 URL <http://www.ohta-fukushi.or.jp>

〈定款の目的に定めた事業〉

- (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- (2) 短期入所生活介護事業
- (3) 地域支援・介護予防支援事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 訪問介護事業
- (6) 通所介護事業
- (7) ケアハウス事業
- (8) その他これに付随する事業

〈施設・事業所〉

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 2カ所 |
| (2) 短期入所生活介護事業所 | 2カ所 |
| (3) 地域包括支援センター | 1カ所 |
| (4) 居宅介護支援事業所 | 1カ所 |
| (5) 訪問介護事業所 | 1カ所 |
| (6) 通所介護事業所 | 3カ所 |
| (7) ケアハウス | 1カ所 |

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

〈事業者〉所在地 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1
名称 社会福祉法人 太田福祉記念会
太田指定居宅介護支援事業所

代表者名 所 長 原 春 美 印

〈説明者〉職 氏 名 介護支援専門員 _____ 印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて、重要事項の説明を受け同意するとともに、この書面が契約書の別紙となることについて承諾します。

〈利用申込者〉 氏 名 _____ 印

〈家族・代理人〉 (続 柄 _____)

氏 名 _____ 印